

ケアとライフチャンスをめぐる「子ども・若者 ケアラー」の長期的な支援課題の探求

——メンタルヘルスの問題をもつ親のケアを担う当事者への インタビューを通じて

河西 優

本研究は、メンタルヘルスの問題をもつ親のケアを担う 18 歳以上の「子ども・若者ケアラー」へのインタビューを通じて、彼ら・彼女らがケアとライフチャンスの獲得をめぐっていかなる課題に直面し、いかに対処しているのかを明らかにすることで、長期的な支援課題を探究する。

2020 年 3 月に制定された「埼玉県ケアラー支援条例」を皮切りに、「ヤングケアラー」(YC)が注目を集めている¹。「YC」は、病気や障害など家族にケアを要する人がいる場合にその人のケアを担う 18 歳未満の子どもである。また、18 歳～30 歳代を「若者ケアラー」とよぶ(澁谷 2018: 20-25)。だが、本研究では 18 歳という年齢で区切ることなくケアを地続きのものとして捉えたいうえで「子ども・若者ケアラー」とよぶ。以下、先行研究について述べる際にはその呼称である「YC」「若者ケアラー」とし、本研究について述べる際には「子ども・若者ケアラー」とする。

1 章では、イギリスと日本における「YC」の可視化について述べる。イギリスでは 1980 年代から「YC」が可視化されてきた(三富 2008;2016;澁谷 2017)。日本では 2010 年代より一部のメディアや研究において注目をあつめており、教員や本人への調査などを通して可視化されてきた(澁谷 2018;三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 2021)。ただしこの可視化の一方で、18 歳以降もケアを担うケースや学校に接点をもたないケースなどについてはとりこぼされている。

2 章では、先行研究の検討を大きく 2 つにわけて行い、本研究での課題を設定する。まずは、①「YC」研究である。主な議論は、「子どもの権利」との関連における 18 歳未満の「YC」についてである(濱島 2021;澁谷 2017)。18 歳以降の「若者ケアラー」については青木(2018a;2018b)などが注目しているが、これらの研究においてもなお 18 歳以降の実態や支援における検討が不十分であることを確認する。

つぎに、②子ども・若者研究である。ここでは、ファーロング・カートメル(2009)などを参照しながら、若者が依存の長期化と二極化という状況におかれながら、社会保障制度の陥没地帯にあり、長期的なライフチャンスの剥奪状態にあることを確認する。宮本らはこれを「アンダークラス化」(宮本ほか 2021: 13-37)と呼び、最優先で支援されなければならない層として「YC」を挙げているものの、新たな問題として十分に検討していない。

これらのことから、本研究では、18 歳以降も含めて「子ども・若者ケアラー」と捉え、彼ら・彼女らがケアとライフチャンスの獲得をめぐっていかなる課題に直面し、いかに対処しているのかに焦点をあてることで長期的な支援課題を明らかにする。

¹ 埼玉県(2020)

3 章では、調査方法や調査対象について述べる。本研究では、当事者のなかでもメンタルヘルスの問題をもつ親のケアを担う子ども・若者を対象とした半構造化インタビューを行う。対象を絞る意義として、①社会的スティグマから家族共々潜在化・孤立しやすい存在であること、②慢性的であるゆえに長期的なケアを要すること、③ケアのなかでもみえづらぬ感情的ケアを主に行っていることを挙げる。また、今回は当事者の「つどい」などを通して、筆者が知り合った人々を対象としている。

4 章では、まず、M-GTA に則って分析したインタビューデータについて、先行研究を用いながら考察を行う。結果、彼ら・彼女らは、ケアをめぐる親や他の家族との複雑さ、またケアされないことによる影響を抱えながら、同時に自身の人生を模索している姿が明らかになった。そこでは、現在進行形で続くケアやケアを通して考えてきたことによって、進路・離家をめぐる選択や恋愛、結婚、子育てをめぐる選択が規定される。

つぎに、結果をもとにした長期的な支援課題について述べる。それは、ライフステージごとの特徴をふまえて、年齢で区切らずにライフチャンスを保障するケアラー支援である。ここには、複合的な問題や経験への多様な意味づけをふまえた視点が必要である。また、ここでいうケアラー支援とは、ケア負担が大きくなる前の支援があったうえで、ケアラー本人がケアする・ケアしないを選択できるしくみであり、それを可能にするためにはケアラー本人を個人としてみる視点が必要である。

具体的な「子ども・若者ケアラー」をめぐる支援課題については、昨今の動向を追いながら検討する。その際、厚生労働省の「YC」の啓発ポスター²や2022年6月に裁判が行われた愛知県での介護殺人事件³をとりあげながら、子ども・若者ケアラーをめぐる社会的理解の不十分さについて指摘する。彼ら・彼女らが SOS をださないのは様々な社会的要因によるものであり、それをふまえたうえで理解ある他者となれるかが問われている。また、メンタルヘルスの問題をもつ親と子に特有の課題として、社会的スティグマから親子共々社会的な孤立やケアによる影響への対処がなされないままに、問題が常態化・長期化することがある。社会的スティグマの払拭にあわせ、ケア負担が大きくなる前の支援や子のメンタルヘルスへの支援、医療との接点づくりが重要となる。

5 章では、既存のピアサポートや、より社会に訴求する意味合いの強い当事者の動きについて概観することを通じ、当事者の声から社会を構想する可能性を探る。

終章では、結論と今後の課題について述べる。課題としては、あくまで当事者の語りをもとに長期的な支援課題を探究することに留まり、法制度に基づいた支援について深く検討することができないことなどがある。

² 厚生労働省(2022a)

³ 朝日新聞(2022)